## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
	その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。
④記録さ	れる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ② 地方税関係情報:賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有 ③ 生活保護情報:生活保護に関する情報に基づき、非課税・減免の適否の判定を行うために保有 ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除額の算出を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報:障害者控除額の算出を行うために保有 ⑥ 年金関係情報:住民税の特別徴収に関わる情報を保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課

3. 特定	個人情	「報の入手・	使用	
①入手元 ※			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
			[ O ] 評価実施機関内の他部署	)
			□ 国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金 「 ○ 〕行政機関・独立行政法人等 ( 等支払者、法務省	)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (各市区町村、都道府県	)
			[O]民間事業者 (給与支払者	)
			[ 〇 ] その他 ( 公的年金等支払者、軽自動車協会	)
			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメ	モリ
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム	
②八十八	J /A		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	
			[ <b>O</b> ] その他 ( LGWAN	)
③入手の時期・頻度		頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護·高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等) ⑦ 戸籍関係情報(随時)	
④入手に	係る妥	当性	賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による 収集を行う必要がある。	情報の
⑤本人~	の明示	ŧ	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	の48
⑥使用目	的 ※		行政運営の効率化、公平・公正な賦課徴収、住民負担の軽減のため。	
	変更の	の妥当性	_	
		使用部署	札幌市 財政局 税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)、各市税事務所(納稅民税課、固定資産税課)、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課	課、市
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>	満
⑧使用方法 ※			1 課税事務 申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から賦課事務に使用する。 ① 所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、扶養等を行う。 ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう地方税関係情報を中間サーに記録する。 2 収納事務 課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの収納事務に使用する。 3 滞納整理事務 賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。 4 宛名管理事務 納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。 5 証明事務 証明書を作成する際の、最新の宛名を管理するために使用する。	
情報の突合 ※		の突合 ※	1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	
	情報( ※	の統計分析	特定個人情報に関する統計分析については、実施しない。	
権利利益に影響を 与え得る決定 ※			賦課決定、更正決定、減免決定	
⑨使用開始日			平成28年1月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       6) 件	
委託	事項1	システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用保守業務委託	
①委託	托内容	システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用・保守作業の実施	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	各システムを安定的に運用するとともに、各システムの保守を実施するために、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )	
<b>⑤委</b> 語	<b>光先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		株式会社HBA	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。	
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業	

委託	委託事項2~5		
委託事項2		データ入力業務	
①委託内容		システムで取り込むために申告書等に記載された内容をデータ化する。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ]	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	短期間でデータ入力業務を実施できる技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>50人以上100人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上50人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール       [ O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他       ( )	
⑤委詞	<b>そ先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		競争入札により決定する。	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項3		帳票データ印刷及び事後処理業務
①委託内容		システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <mark>※</mark>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>10人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
<b>⑤委</b> 記	<b>モ先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		株式会社HBA
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業			
①委託内容		給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して電子データとして保管するため、スキャニング 作業を行う。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	紙で給与支払報告書及び年金支払報告書が提出された者			
	その妥当性	短期間で大量の課税資料のスキャニングを行う業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、民間事業者に委託する。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙 [ ] その他 ( )			
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
⑥委託先名		競争入札により決定する。			
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑧再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託事項5		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委詞	<b>そ先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人未満</li><li>10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( サーバ室内にてシステムの直接操作 )
⑤委言	<b>モ先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	委託事項6~10		
委託事項6		eLTAX(地方税ポータルシステム)とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務	
①委託内容		機構が連宮する地方祝ホータルセンタ(eLTAX)との間で行うナータ連携サービスの提供及ひ連用文援を実施	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	札幌市に対しeLTAXを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)から一時期に集中して大量に送信される申告書等のデータは、指定の期日までの限られた期間で正確に処理する必要がある。このため、データを受領するサーバの運用を専門的な知識と技術を保有する事業者に委託することで、データ連携のサービスを安定的に受けることが可能となる。なお、本市が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線(LGWAN)で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは機構より認定委託先事業者として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。	
③委	任先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[ O ] 専用線       [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ [ ]紙         [ ]その他 ( )	
⑤委詞	托先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
<b>⑥委</b> 詞	托先名	株式会社TKC	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	
	9再委託事項	・システムの運用・保守支援・端末機器の保守作業・導入支援	
5. 犋	<b>‡定個人情報の提供・</b>	移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・	移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 72 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 54 ) 件 [ ] 行っていない	
提供	先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	
③提供する情報		市税賦課情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提( 本人の	共する情報の対象となる )範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	

	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	[ 0	)]専用線	
⑥提供方法	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© IRE IN 73 TA	[ ] フラッシュメモリ	[	] 紙	
	[ ]その他 (		)	)
⑦時期・頻度	 情報提供ネットワークシステムを通じて物	寺定個人情報 <i>σ</i>	D提供依頼のあった都度	
提供先2~5				
提供先2	業団	して地方職員共	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321	条の7の5第1	項、第321条の7の7第2項等	
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、全	<b>革金給付の支払</b>	仏をする際に特別徴収して市区町村に納付す	たる。
③提供する情報	収税額を特別徴収の方法によって徴収す 徴収税額、当該特別徴収対象年金所得	する旨、当該特 者の氏名及び ○金保険者の名	の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特 F別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特 住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る F称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及 特別徴収対象年金給付の額	特別 特別
④提供する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	3) 10万人以	上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年	齢65歳以上の	納税義務者	
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	]専用線	
⑥提供方法	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
₩ IN	[ ] フラッシュメモリ	[	〕紙	
	[ <b>O</b> ] その他 ( LGWAN		)	ļ
⑦時期·頻度	1 年金特徴停止通知 年12回 2 年金特徴税額等変更通知 年5回			

提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項、第317条	
②提供先における用途	国税・地方税の更正決定、修正申告の勧奨等	
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民 税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等の市税賦課情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	2. ③ 対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ]        ( ]          [ ]        ( ]	
⑦時期·頻度 該当者が判明した場合に送付する。1年間に約12回		
提供先4	給与支払者(行政機関·独立行政法人等、地方公共団体·地方独立行政法人、民間事業者)	
提供先4 ①法令上の根拠	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者) 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	
-		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。 地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等	
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4  給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。  地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等  〈選択肢〉 1) 1万人より	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4  給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。  地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等  〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4  給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。  地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	

移転先1	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、北区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教育推進課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項		
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)		
③移転する情報	市税賦課情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線		
<b>6移転方法</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
0 核粒刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期 2 賦課情報の変更が発生した都度、随時		
移転先2~5			
移転先2	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、 同子育て支援部施設運営課、保健福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健 福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保 護課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健 福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出張所		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項 別表2		
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)		
③移転する情報	市税賦課情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線		
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
J 121 2	[ ]フラッシュメモリ		
	[ ] その他 ( )		
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期  2 賦課情報の変更が発生した都度、随時		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。
		く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
		<eltaxシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地税機要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。 2 保管される特定個人情報は、上記基準に沿った取扱いが行われる。</eltaxシステム認定委託先事業者における措置>
		くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	地方税法に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。
		<札幌市における措置> 保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。
③消去方法		く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの 復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実に データを消去する。

3既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

\_